（社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に係る財務及び会計に関する省令（令和元年厚生労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項（法附則第一条の二第二項の規定により読み替える場合を含む。）に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。	（経理原則） **第一条**　社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務（以下「医療機関等情報化補助業務」という。）に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて処理しなければならない。
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は公布の日から施行する。 （地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部改正） **第二条**　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。	

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（権限の委任） **第十条**　法第三十三条第一項の規定により、法第十三条第一項、第十五条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（法第十七条第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。	（権限の委任） **第十条**　法第二十三条第一項の規定により、法第十三条第一項、第十五条第一項（法第十七条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項（法第十七条第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第十八条、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

厚生労働省
経済産業省
環境省令第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三条第一項第四号の規定に基づき、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和二年六月十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志
環境大臣　小泉進次郎

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令（昭和四十九年厚生省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（確認を受けた新規化学物質に係る報告） **第五条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。	（確認を受けた新規化学物質に係る報告） **第五条**　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

経済産業省令第五十五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十八条の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十二日

経済産業大臣　梶山　弘志

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。